

## A 1

### (1) 労働時間とは

法定労働時間は、原則として1日8時間、1週40時間です。

労働時間＝拘束時間－休憩時間

### (2) 労働時間にあたるもの、あたらないもの

労働時間にあたるもの

- ・ 事業主である医師の指揮監督下にある時間
- ・ 実際に頭脳、肉体を働かせている時間
- ・ 手待ち時間（患者さんが来ないのに待っている時間、昼休みに受付に残ってする電話番）
- ・ 所定時間外の義務的な研修への参加時間
- ・ 労働に不可欠な準備、整理の時間

労働時間にあたらないもの

- ・ 休憩時間
- ・ 所定時間外の自由意志で研修に参加した時間
- ・ 通勤時間

### (3) 所定労働時間とは

所定労働時間は、週40時間、1日8時間の範囲であれば、事業主である医師が自由に決めることができます。

#### ・ 休憩時間とは

休憩は、従業員が事業主である医師の指揮命令（拘束）下に置かれていない状態をいいます。

事業主である医師は、従業員に対して次に掲げる休憩時間を、労働時間の途中で与えなければなりません。

1日の労働時間が、

6時間を越える場合・・・少なくとも45分

8時間を越える場合・・・少なくとも1時間

休憩時間は、1回で与えることも2回以上に分けて与えることも自由です。

また、休憩時間は労働時間ではないので、事業主である医師は、休憩時間について賃金を支払う必要はありません。